

平成 27 年度 四国地方整備局における取組内容について

四国地方整備局

■四国地方整備局による社会保険未加入対策への主な取組

1. 講習会関係

(1) 建設業取引適正化推進月間における講習会

平成 27 年 11 月に四国地方整備局及び四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会（以下、「四国地方協議会」という。）との共催により、四国管内の建設業者を対象とした「建設業における社会保険未加入対策及び建設業法令遵守講習会」を開催しました。

本講習会では、社会保険未加入対策の概要、社会保険担当部局による雇用保険、健康保険、厚生年金保険に係る制度及び元請下請間の契約適正化に係る説明等を行い、四国各県合計 4 会場において、約 220 人の参加がありました。

【会場】

- ・ 11 月 10 日（火）13:30～16:10 高松市 高松サポート合同庁舎7Fホール
- ・ 11 月 13 日（金）14:00～16:00 徳島市 徳島県庁講堂
- ・ 11 月 16 日（月）14:00～16:00 高知市 高知県立県民文化ホール（グリーン）
- ・ 11 月 19 日（木）14:00～16:00 松山市 愛媛県男女協同参画センター

【講習内容】

- ・ 社会保険未加入対策及び建設業法令遵守
 - ・ 雇用保険制度
 - ・ 健康保険・厚生年金保険制度
- 「建設業法令遵守ポケットブック」を改定し配布。

(2) その他の講習会

各種説明会において、社会保険未加入対策及び法令遵守講習会を実施（25 会場約 3000 人）。

2. 建設業許可及び経営事項審査時の加入状況の確認

許可申請及び経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。当該指導に従わない場合には社会保険担当部局に通報。

（四国地方整備局では該当事例なし。）

3. 建設業許可部局による指導監督

- (1) 建設業担当部局において、営業所への立入検査等を行い、社会保険未加入企業に対し、文書により加入を指導。当該指導に従わない場合には社会保険担当部局に通報。
- (2) 社会保険担当部局に通報した社会保険未加入企業で、社会保険担当部局の指示に従わない悪質な社会保険未加入企業に対して、建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分を行う。
- (3) 建設業担当部局は、建設業の許可申請書、施工体制台帳、経営事項審査申請書の社会保険に係る事項に虚偽の記載等があった場合、建設業法に基づく指導又は監督処分を行う。
(上記(1)～(3)について、四国地方整備局では該当事例なし。)

4. 発注部局による主な取組

【参考】平成27年度以降の四国地方整備局及び四国四県の取組（予定）

	社会保険等に未加入の者については、競争参加資格を認めない	元請業者と社会保険未加入業者との一次下請契約を禁止 (下請総額が3,000万円以上)	元請業者と社会保険未加入業者との一次下請契約を禁止 (すべての工事を対象)
四国地方整備局	H26. 8. 1以降に入札公告を行う工事より対象	H26. 8. 1以降に入札公告を行う工事より対象	H27. 8. 1以降に入札公告を行う工事より対象
徳島県	H27・28年度入札参加資格申請より対象	H28年度より実施予定	未定
香川県	H27・28年度入札参加資格申請(格付け申請)より対象	H27. 4. 1以降に入札公告を行う工事より対象	未定
愛媛県	・個別入札からの未加入業者の排除(H27. 1. 1以降に入札公告を行う工事より対象) ・格付けからの未加入業者の排除(H27・28年度入札参加資格申請から適用)	H27. 4. 1以降に入札公告を行う工事より対象	H28. 4. 1以降に入札公告を行う工事より対象
高知県	H27年度入札参加資格申請より対象	H27. 10. 1以降に入札公告を行う工事より対象	未定

■四国地方整備局による今後の主な取組予定

1. 講習会関係

四国地方整備局及び四国地方協議会との共催による講習会等については、来年度も継続的に実施予定。

2. 建設業許可及び経営事項審査時の加入状況の確認

来年度も、許可申請及び経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入業者の更なる加入促進を推進する。

3. 建設業許可部局による指導監督

来年度も、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努める。